

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）に基づき下記のとおり公示します。

2025 年 7 月 2 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ヨルダン国電力セクターに係る情報収集・確認調査
【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第 1 章 1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第 1 章 3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第 1 章 2. 及び 6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称 : ヨルダン国電力セクターに係る情報収集・確認調査
【有償勘定技術支援】 (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号 : 25a00112

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 7 月 2 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第 1 章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ヨルダン国電力セクターに係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第 2 章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025 年 9 月 ～ 2026 年 11 月

諸般の事業により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第 1 回（契約締結後）：契約金額の 32% を限度とする。

2) 第 2 回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 8% を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

（７）部分払の設定²

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）2025 年度末（2026 年 2 月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

中東・欧州部 中東第二課

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025 年 7 月 8 日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025 年 7 月 9 日 12 時まで
3	質問への回答	2025 年 7 月 14 日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2025 年 7 月 18 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2025 年 8 月 5 日 12 時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

なお、以下の資料はプロポーザル作成のために配付を行いますが、選定結果通知後、交渉順位1位以外の応募者は速やかに破棄することを求めます。

配付については事業主管部署である中東・欧州部中東第二課<7rtm2@jica.go.jp>に直接お問い合わせの上、ご請求ください。上記については PARTNER での配付は行いません。

配付にあたっては、本章別紙の「配付資料取扱に係る誓約書」の内容にご同意のうえ、署名を頂きます。

➤ 対象資料

- National Electric Power Co., “Electricity Master Plan (March 2025) : Review of the Electricity Sector Master Plan Jordan for the Period 2023 – 2035”
- UNDP, “Development of Electricity Sector Master Plan : Syria Study Report”

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/ti19Z3NyL7>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4）総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2$$

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

配布資料取扱に係る誓約書

2025 年 7 月 2 日公示案件である「ヨルダン国電力セクターに係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）」に関する下記配付資料請求にあたって、対象資料を以下の通り取り扱うことを誓約します。

対象資料

- ・ National Electric Power Co., “Electricity Master Plan（March 2025）： Review of the Electricity Sector Master Plan Jordan for the Period 2023 - 2035”
- ・ UNDP, “Development of Electricity Sector Master Plan : Syria Study Report”

記

1. 選定結果通知後、交渉順位第 1 位以外であった場合には速やかに当該資料を破棄する。
2. 当該資料、及びその内容に含まれる情報は本公示のプロポーザル検討のためのみに利用するものとし、それ以外の目的では使用しない。

署名欄 _____

日付 _____ 年 ____ 月 ____ 日

以上

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

(1) 当該国における電力セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ヨルダン・ハシェミット王国（以下、「ヨルダン」という。）は、歴史的にパレスチナ等からの多くの難民を受け入れており、加えて2011年のシリア危機以降シリア難民流入が継続し、経済や財政上の負担となっている。これに加え、現在も続くガザ紛争により、当国の財政および経済は大きな打撃を受けている。

またヨルダンは国内の資源が乏しく、一次エネルギーの96%を他国から輸入する化石燃料に依存している（IEA 2022年）。そのため同国の電力・エネルギーセクターはエネルギー価格変動の影響を受けやすく、エネルギー安全保障上の脆弱性を有する。かつては一次エネルギーの大部分を隣国エジプトからの天然ガスの輸入に頼っていたが、2011年以降同国からのガス供給が断続的に停止し、それを補うために高額な化石燃料調達を行ったため、ヨルダン電力公社（National Electric Power Co. 以下、「NEPCO」という。）の財務状況は著しく悪化した。多額の債務を抱えるNEPCOに対し、ヨルダン政府は財政支援を行っているが、これが政府の財政にも大きな打撃を与えている。NEPCOは輸入燃料への依存度を下げるべく再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の開発推進や燃料調達先の多角化、さらに燃料費調整制度の導入等に取り組み、2016年には黒字転換したものの、2020年にはCOVID-19の影響による電力需要の低迷から再び赤字に転じている。

さらに2023年以降は、独立系発電事業者によるオイルシェール発電等の商業運転開始に伴い、長期売電契約において課せられる電力購入義務が発生する一方で、購入費用を賄うだけの料金収入がないことから、2024年度の収支は約700百万米ドルの赤字となる見込みである（IMF 2024）。

これまでヨルダン政府、及びNEPCOは再エネの導入を促進してきたが、一方で、需要家側での再エネ・省エネ導入促進によりNEPCOの収入が減少しており、NEPCOの財政に影響を及ぼしている。さらに、太陽光を中心とした再エネ由来の電力では供給できない夕方のピーク需要に対応するため、従来型の火力発電電力供給設備の容量を維

持する費用が発生・増加している。NEPCO は、再エネによる系統安定化への懸念があるとして、新規の再エネ発電事業者へのライセンスの発行を一時的に停止している。

係る現状を踏まえ、電力供給の安定化と再エネ導入促進を目指す NEPCO はエジプト、パレスチナとの既存の連系線の増強や新規建設となるイラク、サウジアラビア、湾岸諸国（GCC）との連系線構築を目指している。また、ヨルダン政府は「ヨルダン・イラク・エジプトにおける地域間協力のための電力エネルギーセクターアドバイザー」の派遣を我が国に要請し、同アドバイザーは連系線の増強及び構築に係る計画策定能力の強化を目的とした活動を実施中である。また、NEPCO の収支改善を図るためにも、オペレーションの効率化を行うことで発送電コスト削減および収入の向上を実現し、電力融通（国際連系線）を通じた売電推進、蓄エネルギー手段の開発が急務となっている。このような状況に対応するべく、NEPCO はドイツ・フィットナー社（Fichtner）に委託し、再エネ導入促進、蓄エネの検討、系統安定化対策を含む電力マスタープランを作成した。

本調査は、化石燃料を他国からの購入に依存しているヨルダンにおいては、経済合理性の高い再エネの導入を促進するための電力系統増強、蓄エネルギー手段の開発、周辺国との電力融通の開発が必要となっていることを背景に、ヨルダン政府及び NEPCO の政策、施策及び計画、戦略、NEPCO の収支構造改善に向けた行動計画の進捗状況、ヨルダンからレバノンへの国際連系線が経由するシリア国内における電力網の状況等を調査する。また需要家側に設置する蓄電池や電気自動車を活用した負荷シフトのためのエネルギー貯蔵システムの技術的実現可能性や国際連系線強化に係る課題を特定し、今後の協力のための JICA の包括的な電力セクター協力方針策定および個別円借款案件の形成に向け、協力分野の絞り込みを行うための基礎情報収集・分析を目的として実施する。

（２）電力セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対ヨルダン国別開発協力方針（2023 年 9 月）」では、「持続可能な経済成長に向けた基盤整備」を重点分野とし、同国が化石燃料等の資源に乏しいことを踏まえ、電力の安定供給を実現するための蓄エネルギーや系統運用機能の強化、隣国との電力融通の強化、エネルギー源の多様化等の支援を行うとしている。また、対ヨルダン JICA 国別分析ペーパー（2024 年 2 月）では「脱炭素社会の実現を軸とした持続可能な成長基盤の整備」を重点課題とし、電力の安定供給を実現するための蓄エネルギーや系統運用機能の強化、隣国との融通の強化、エネルギー源の多様化に関する支援を行うとしている。更に、「JICA グローバルアジェンダ」の資源・エネルギー事業戦略では、送配電ネットワーク強化、新・再生可能エネルギー導入促進、省エネルギー促進を協力方針として掲げている。

本調査はヨルダン国民への安定的かつ効率的な電力供給の実現と、周辺国との関係強化に寄与するものであり、我が国の援助方針及び JICA の協力方針に合致するもの

である。また、SDGs のゴール 7「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」、及びゴール 13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献する内容である。

（３）当該セクター／地域における他の援助機関の対応

ヨルダンの電力エネルギーセクターでは、再エネ導入推進、電力供給の安定性向上やエネルギー分野の持続可能性と強靱性の強化を目的に多数のドナーが支援を行っている。世銀（WB）はエネルギーセクター改革支援プログラムを含む 4 案件に 5.54 億米ドルを投入（2024 年）、米国国際開発庁（USAID）は 0.37 億米ドルを投入し、「Energy Sector Support Activity Project（ESSA）」を支援。欧州復興開発銀行（EBRD）はヨルダンにおける再生可能エネルギーの発展と送電インフラの強化を目的とした「Green Corridor Power Transmission Project」に対して、資金提供や技術的な支援を実施している。

また、国連開発計画（UNDP）は、シリアの電力セクターの復旧と再エネの統合を目指し、必要なプロセスを特定することを目的とする「Development of Electricity Sector Master Plan Syria」を地域再生可能エネルギー・エネルギー効率センター（RCREEE）との協力により実施している。

（４）附帯する円借款及び海外投融資との関係性

これまでにヨルダンに対し、「ムワッカル太陽光発電事業」（2017 年 12 月 L/A 調印（海外投融資））、「電力セクター改革及び強靱性強化プログラム・ローン」（2022 年 12 月 L/A 調印（円借款））、「並びに「電力セクター改革及び強靱性強化プログラム・ローン（フェーズ 2）」（2023 年 9 月 L/A 調印（円借款））を通じた財政支援を行い、再エネ導入促進とエネルギーレジリエンスの強化を進め、持続可能で安定的な電力供給を目指している。また、国際収支及び財政収支の改善に寄与する事を目標に、電力セクターの効率化、電力安定供給と系統安定化、電力セクターガバナンスの改善の 3 つの政策エリアにかかる改革事項を設定した。しかし、同国における持続可能で安定的な電力供給の実現を継続的に支援するには、政策面からの支援に加え円借款を通じた系統強化にかかる施設の整備が不可欠である。そこで、本調査での情報収集と分析を通じて、具体的な課題を特定し、JICA としての協力分野を絞り込むことで効果的なプロジェクト型円借款案件を形成し包括的な支援につなげる。

第 2 条 調査の目的と範囲

（１）調査の目的

本調査は、第1条のヨルダンの電力セクターにおける背景および課題を踏まえ、基礎情報の収集及び確認を行い、緊急性の高い課題に対する個別事業形成の可能性を探ることを目的とする。また、ヨルダン政府等にて実施が想定されている各案件について、ヨルダンの電力セクターの課題を踏まえた上での優先順位、必要性及び妥当性を分析するとともに、その他課題解決のために必要性が高い事業について、その事業内容及び目的等を検討の上、提案する。

（２） 調査の範囲

本調査は、「第2条（１）調査の目的」を達成するため、JICA 及びヨルダン側関係機関と十分な意見交換を行いながら「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第4条 調査の内容」に示す内容の業務を実施し、「第5条 報告書等」に示す報告書を作成する。

第3条 調査実施の留意事項

（１） 調査実施方針

本調査では、既存変電所における拡張及びリハビリのニーズに関する情報収集、整理を行い、JICA の今後の協力に係る提言をまとめる。

ヨルダンにおける電力セクターの情報収集は、関連省庁及び各種国際機関が公開している各種レポート内の二次データ、並びに関連省庁及び他ドナーへのヒアリングを通じたデータの取得等の机上調査に加え、現地へ渡航の上での実地調査を実施する。

また、国際連系線の調査を実施するにあたり、連系線がシリア国内をどのように通っているのか、またそれが機能しているのかという調査に加え、将来的なヨルダンからレバノンへの売電を検討する上で必要な、シリア国内にある発電所・変電所・送配電線等の現状、及び、これらに関する今後の政策や戦略、運転計画等の情報収集及び分析が必須である。シリア国内における調査に際しては、邦人の渡航が不可のため、机上調査及びローカルコンサルタントの傭上による調査とする。なお、ヨルダン及びシリアにおける情報収集等は既存文書に基づき調査を実施する。

（２） 新規円借款事業の検討資料としての位置付け

今後、新規円借款事業の形成を検討するにあたり、第1条（４）のとおり、本調査の結果がその検討資料として用いられることになる。一方、新規円借款事業の実施過程において、本調査の結果とは一部異なる結論となる可能性に留意し、ヨルダン側

関係者に本調査の結果がそのまま円借款事業として承認されとの誤解を与えないように配慮する。

（３） ジェンダー視点に立った調査

調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会や世帯内における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対して電力分野で実施できる取り組み案を提示する。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取組を反映させる。

（４） 関係機関

- ヨルダンエネルギー鉱物資源省（Ministry of Energy and Mineral Resources）
- エネルギー鉱物資源規制委員会（EMRC）
- ヨルダン電力公社（NEPCO）

その他発電・送変電関連公社等からも必要に応じて情報収集を行う。

（５） 調査の対象地域

ヨルダン全土、シリア全土

（６） 調査フロー³

- ① 第一次国内調査：机上調査、関係機関へのオンラインヒアリング実施、インセプションレポートの作成（2025 年 9～10 月）
- ② 第一次現地調査：キックオフミーティング、調査団及び再委託先による現地調査（2025 年 11 月～2026 年 1 月）
- ③ 第二次国内調査：調査結果整理・分析・評価（2026 年 2～3 月）
- ④ 第二次現地調査：調査団及び再委託先による現地調査及びインテリムレポートの作成（2026 年 4～5 月）
- ⑤ 第三次国内調査：調査結果整理・分析・評価（2026 年 6～7 月）
- ⑥ 第三次現地調査：調査団及び再委託先による現地調査及びドラフトファイナ

³ より効率的な調査フローが考えられる場合はプロポーザルにて提案すること。

ルレポートの作成、及びヨルダン側への説明（2026 年 8～9 月）

- ⑦ 最終国内作業：国内・現地調査の結果を元に調査結果の取りまとめ及びファイナルレポートの作成（2026 年 10 月～2026 年 11 月）

（７） 便宜供与等

本調査は JICA が主体的に実施するものであり、ヨルダン側からの便宜供与は限定される。本調査実施にあたり、受注者は自社の経験を活かして調査を遂行することが求められるが、円滑な調査実施のため、JICA ヨルダン事務所及び中東・欧州部より上記第 3 条（４）関係機関に示した電力分野を担当する省庁等に対し、調査スケジュール通知と調査への協力依頼及び初回のアポイント取付支援等のサポート、面談等への同行を予定している。なお、調査開始に当たっては、インセプションレポート及びパワーポイントを用いた概要説明資料（英語）を作成し、本調査の目的、意義、便宜供与依頼事項等を先方に丁寧に説明したうえで、協力を求める。

（８） 安全管理

現地作業にあたっては都度最新の国別安全対策措置に従い、安全管理に十分留意して渡航を実施する。なお、JICA 安全対策措置により、シリアは渡航禁止地域が大半を占めることから、邦人の入域は行わない。第 5 条（１）に記載の通り、渡航禁止地域での調査については、必要に応じて、十分かつ適切な安全対策を講じた上で再委託及びローカルコンサルタントとして現地人材を活用する方針とする。

（９） 発注者への事前説明

- １） 説明資料等の中間的な成果を含む本調査の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- ２） 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける。
- ３） 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取る（必要に応じて打合簿を作成する）。
- ４） 上記の作業を踏まえて、「第 5 条 報告書等」に記載の報告書等を作成の上、発注者の承諾を得る。

- 5) 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。
JICA ヨルダン事務所に対しても内容の説明を行う。
- 6) 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

第4条 調査の内容⁴

(1) 調査対象地域⁵における電力セクターの情報収集、分析、評価

1) ヨルダンにおける電力セクターの基礎情報

- ① 電力セクターにおけるヨルダン政府の政策、戦略、計画の評価
- ② 新電力法（2024年11月採択）の分析
- ③ エネルギーバランスの長期予測の評価
- ④ 電力セクター構造の分析、評価
- ⑤ 時間帯別料金の影響評価
- ⑥ 他ドナー及び民間企業の活動に係る情報収集、分析、評価
- ⑦ ヨルダン国内における、事業実施上重要となる、電力セクター及び環境社会配慮に関連する法律、条例の分析、評価
- ⑧ 需要家側の蓄エネルギー導入に関する政策、計画、規制の現状分析と導入促進策の提案
- ⑨ JICAの支援候補となる施設の特定

2) NEPCOの財務状況

- ① 経営改善計画の評価
- ② 政策マトリクス、Financial Sustainability Road Mapの達成状況の評価

3) NEPCOのマスタープラン（MP）

- ① MPの分析・評価
- ② JICAの資金協力の候補となる施設の特定
- ③ 日本の技術の適用可能性の分析
- ④ 技術的実現可能性の評価
- ⑤ 施設の費用見積の評価

⁴ より効率的・効果的な方法あるいは調査内容がある場合はプロポーザルにて提案すること。

⁵ ヨルダンにおける情報収集に関して、ヨルダンにおける既存施設の状況を視察のうえ、マスタープランに記載されている計画のニーズ（リハビリ、増強、拡張など）の再確認、また、用地取得の必要性の有無や工事の実施可能性及び実施方法について実地調査することを想定しているため、アンマン以外の地域（特に、アカバ、マアン、カラク、タフィーラ）への渡航も想定している。なお、ヨルダンは特別宿泊料単価を適用しているが、現地業務のうち3割はアカバ、ペトラでの滞在を想定しており、7割はそれ以外の地域（アンマン含む）を想定している。

⑥ 国際連系線の整備計画⁶

4) NEPCO/電力研修センター（Electrical Training Center。以下、「ETC」という。）の実績及びシリア人電力関係者に対する研修の実施

- ① ETC の研修実績（コース内容）
- ② JICA 提供機材の活用状況
- ③ ETC におけるシリア人電力関係者に対する研修の実施⁷
活動の想定規模は下記のとおり。⁸

研修内容	未定（シリア側のニーズをもとにNEPCOと協議のうえ決定）
実施回数	1回
対象者	シリアエネルギー省関係者orシリア電力公社関係者
参加者数	未定
開催期間	2週間程度/回（予定）
実施場所	NEPCOのETC及び関連施設（変電所等）@アンマン
実施形態	対面

5) シリアにおける電力セクターの基礎情報⁹

- ① 政策、戦略、計画の評価
- ② 既存の調査・研究の評価
- ③ エネルギー関連施設の現状評価（送変電施設）
（以下は既存資料や聞き取りによる現状分析を想定；ガス・石油ネットワーク、発電施設（水力発電含む）、省エネ対策の導入状況）
- ④ 公的機関と技術者の能力評価（ヨルダン、シリア国内での研修の実現可能性の評価含む）
- ⑤ 他ドナーの活動（実施中、予定含む）の情報収集
- ⑥ 国際連系線での送電によるヨルダン電力網への影響の分析

⁶ 各国の需給バランス、発電コスト、連系線容量等を含む連系線開発の優先順位の検討を含むこと。

⁷ 研修の実施そのものについてはETCとは口頭了解済み。

⁸ 本技術研修に係る費用は定額計上とする、詳細は第3章 4. 見積書作成にかかる留意事項（4）定額計上について、を参照。

⁹ JICA 安全対策措置により、シリアは渡航禁止地域にあたることから邦人の入域は行わない。十分かつ適切な安全対策を講じた上で再委託及びローカルコンサルタントを活用する。

(2) 電力セクター（主に既存変電施設の拡張、増強、リハビリ等¹⁰）における新規円借款事業及び技術協力案件形成の検討に向けた今後の支援方針及び支援策の提案

1) ヨルダンにおける既往電力事業を踏まえ、新規円借款事業形成の検討にあたっての留意事項を整理する。留意事項の整理においては特に以下の点を精査する。

- ① 拡張の場合における用地取得・環境社会配慮手続きの要否
- ② 財務的持続性（運営維持管理費の財源、補助金の有無、電力料金徴収体制等）
- ③ 運営維持管理体制・人材育成計画（人員体制・雇用計画、人材育成・研修計画、啓発活動等）
- ④ 電力分野における国際的潮流（高効率化・省エネ、脱炭素化）
- ⑤ NEPCO の経営改善にむけた対策
- ⑥ 不可分一体事業（関連事業）の確認及び整理

2) 新規円借款事業形成の検討に参考となる情報を整理のうえ、対象プロジェクトのロングリスト及びショートリストを作成する。

- ① 対象プロジェクトのロングリストの作成
ヨルダン政府の計画したプロジェクト以外にも、実現可能性が高いと思われるプロジェクトがあればロングリストに含めて提案する。
- ② 対象地域における電力事業の優先順位付けのための評価フレームワーク及びクライテリア¹¹の設定
作成したロングリストの中から地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況を考慮の上、優先的に対応するのが好ましいとされる対象プロジェクトを一つの円借款事業として形成可能な規模感になるよう絞り込むために、有効な評価フレームワーク及びクライテリアを設定する。
- ③ 作成したロングリストに対する、設定した評価フレームワーク及びクライテリアによる評価
- ④ ロングリストを元にしたショートリスト（最優先事業）の作成

ショートリスト（最優先事業）の絞り込みにあたってはヨルダン側及び発注者と協議のうえ決定する。

3) 最優先事業における新規円借款事業案を検討し、提案する。検討に際し、特に以下の点を含める。

- ① 最優先事業を実施する際の調達パッケージ案の提案
- ② 最優先事業における、電力需給計画の確認、施設整備規模の検討、立地条件の確認、コスト試算、許認可条件の確認、現地業者の実施能力の確認、及び、実

¹⁰ 新規事業の対象を既存変電施設の拡張、増強リハビリ等としている背景として、新規の送変電施設建設のための用地取得、及びそのために住民移転等が発生する場合、ヨルダン国内法によれば補償は通電後2年以内に完了すればよいとされているが、事後の補償はJICA環境社会配慮ガイドライン上認められないため、本調査においては、用地取得、及び補償義務の発生しない拡張、増強、リハビリ等を新規事業対象としている。

¹¹ プロポーザル作成時点で想定している評価フレームワーク及びクライテリアをプロポーザルにて提案すること（必要性、緊急性、インパクト、及び地理的なアクセスのしやすさ等）。

施監理上の課題抽出・対応検討

- ③ 本邦技術の適用・本邦企業の参入促進の可能性について検討、及び、本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供与後の安全性向上などの検討に参考となる情報の整理
- ④ ヨルダン政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等に対する、JICA 環境社会配慮ガイドラインとの整合性の確認
最優先事業に係る、関係機関へのヒアリング、用地取得・住民移転（拡張の場合）、及びヨルダン国内の法律及び JICA の環境社会配慮ガイドラインに基づき必要となる環境社会配慮手続きの実施状況の確認を含む。また、環境社会配慮上のモニタリング事項についての洗い出し、及びそれらのモニタリング計画等の作成支援も含む。

4) 電力セクターにおける新規技術協力案を検討し、提案する。

技術協力プロジェクト、専門家派遣、国別研修等、スキームは問わないが、

3) で提案する新規円借款事業と相互に補完・相乗効果を生む技術協力案の形成を行う。

5) JICA が主催する日本企業関係者等（ヨルダン、ドバイ、トルコ駐在）を対象としたリモート勉強会において、本調査を通じて得られたファインディングのうち、対外公開出来ると JICA が判断する内容について、プレゼン資料を作成し発表する。

第5条 報告書等

業務の各段階において作成・提出される報告書等は以下のとおり。このうち、ファイナルレポートを最終成果品とする。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務計画書

提出時期：契約締結より 10 営業日以内

部数及び形式：電子データ（和文）

(2) インセプションレポート

提出時期：2025 年 10 月 31 日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

(3) インテリムレポート

提出時期：2026 年 5 月 29 日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

(4) ドラフトファイナルレポート

提出時期： 2026 年 9 月 30 日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

（５） ファイナルレポート

提出時期： 2026 年 11 月 30 日

部数及び形式：製本版（和文 2 部、英文 4 部）、電子データ（和文、英文）、CD-R（和文 2 部、英文 2 部）

第 6 条 再委託

本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	シリアにおける調査 ¹²	第 4 条（１）５）のとおり	1 式	定額計上

第 7 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

¹² プロポーザル作成時点で想定される現地再委託先候補及び現地再委託先の活用方法について、プロポーザルにて提案すること。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	プロジェクトの優先順位付けのための評価項目	第4条（2）2）②対象地域における電力事業の優先順位付けのための評価フレームワーク及びクライテリアの設定
2	現地再委託先候補及び現地再委託先（現地コンサルタント含む）の活用方法	第6条 再委託

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：電力施設整備事業にかかる各種調査及び設計業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：中東地域及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本調査は2025年9月中旬に開始し、最終的に調査結果及び提言を取りまとめたファイナルレポートを2026年11月下旬に提出する。

（2）業務量目途

- 1) 業務量の目途 約12.25人月

業務従事者構成の検討に当たっては、系統開発計画、送電・変電設備、地域系統連携計画分野の専門性を持つ従事者を含めてください。

2) 渡航回数を目途 延べ14回

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- シリアにおける調査

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- World Bank, “Electricity Sector Efficiency and Supply Reliability 2023”

- World Bank, “Electricity Sector Efficiency and Supply Reliability Program Additional Financing 2025”

なお、以下の資料は JICA PARTNER ではなく、事業主管部署より直接配付いたします。

詳細は「第 1 章 4. 資料の配付」をご参照ください。

- National Electric Power Co., “Electricity Master Plan (March 2025) : Review of the Electricity Sector Master Plan Jordan for the Period 2023 – 2035”
- UNDP, “Development of Electricity Sector Master Plan : Syria Study Report”

2) 公開資料

- ヨルダン国「電力セクターマスタープラン策定プロジェクト」ファイナルレポート
https://openjicareport.jica.go.jp/640/640/640_307_12283677.html
- ヨルダン国「電力系統運用能力強化計画」協力準備調査報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/640/640/640_307_12348926.html
- 「シリア・アラブ共和国電力セクターレビュー調査」ファイナル・レポート
https://openjicareport.jica.go.jp/640/640/640_313_12058376.html
- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2025 年 3 月)
<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html>
- コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン (2024 年 12 月)
<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022 年 1 月)
<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline/index.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は英語です。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ヨルダン事務所およびシリア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2）シリアにおける治安情勢に鑑み、現地調査及び現地情報の収集に関しては、ローカルコンサルタント等の雇用及びその支援・補助業務を現地再委託により実施することを認めます。ローカルリソースを活用する場合は、以下（ア）～（エ）の事項について確認し、契約書において明確化してください。その詳細は（１）～（２）を参照してください。

（ア）受注者が業務従事者に対する安全配慮を果たすことが可能であること。

（イ）合理的な範囲で取り得る安全対策を行うこと。

(ウ) 現地再委託先が業務従事者たるローカル人材に対して合理的な安全配慮を行い、そのための必要な措置を講ずること。またこの必要経費を定義すること。

(エ) 契約において必要経費を適切に支弁すること。

(1) 本業務再委託先のローカルコンサルタント等が「外務省渡航情報危険レベル3以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」（以下、「危険地域」という。）において再委託業務を実施することが想定される場合は、契約書において以下の事項について確認し、契約書において明確化してください。

- ① 再委託先が、その業務従事者への安全対策も含め、自身の責任で再委託業務を実施するように規定する。
- ② 契約時には、現地で想定される危険に対し、本業務受注企業が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する。
- ③ 上記に基づき、再委託先は業務従事者に対する安全対策を履行することを規定する。本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICA が対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、再委託先は委託先または JICA からの連絡に従う。また、再委託先が安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに委託先および JICA 中東・欧州部及びヨルダン事務所に報告する。
- ④ 再委託先は委託先及び JICA ヨルダン事務所と常時連絡が取れる体制とすることを規定する。
- ⑤ 現地における法令及び契約慣行をふまえ、必要に応じて、使用者（発注者）の免責について、付記することを検討する。

(2) 再委託業務により、再委託先の業務従事者が危険地域に渡航し、あるいは業務に従事することが予期される場合は、委託先は再委託先と以下の対応について合意する。

- ① 再委託先は、現地の警察、軍、治安関係者、その他のソースからの安全情報を収集し、必要なアドバイスを受ける。
- ② 再委託先の対象地域での活動・地域間の移動は原則として日の出から日の入りの間とする。
- ③ 再委託先の業務従事者の現地での活動計画について、1 か月先までの活動計画書を常時委託先および委託先を通じて JICA 中東・欧州部及びヨルダン事務所の案件担当者に共有する。

- ④ 再委託先の業務従事者の緊急連絡先を委託先、委託先を通じて JICA 中東・欧州部及びヨルダン事務所に共有する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

64,462,000 円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（23,500,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	シリアにおける調査経費	第3章 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	20,000,000 円	シリア国内における電	現地再委託

				力事情一般 の調査費一 式	
2	ETC におけるシリア人電力関係者に対する研修の実施に係る経費	第2章 第4条 (1) 4)③ETCにおけるシリア人電力関係者に対する研修の実施	3,500,000 円	ETC 研修受講費、シリア人研修参加者の旅費及び日当一式	一般業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

ヨルダン国内における宿泊については、アカバ、ペトラは 21,700 円／泊、その他の地域（アンマン含む）は 19,000 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)